



北谷町告示第138号

北谷町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の公表について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第3項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

平成27年11月11日

北谷町長 野国 昌春



北谷町教育、学術及び文化の振興に 関する総合的な施策の大綱

北谷町

はじめに

平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、その中において「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針「国第2期教育振興基本計画」を参照した上で、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）を定めること」とされました。

これにともない、北谷町では北谷町総合教育会議において、町長及び教育委員会が協議・調整を行い、北谷町第五次総合計画における教育分野の内容に基づき、本町の教育施策推進に係る4つの基本的な方針を定めた北谷町教育大綱を策定いたしました。

今後は、この教育大綱を基に、次世代を担う子供たちを心身ともにたくましく、知性豊かに育てると共に、町民の皆様が生涯にわたって学び続けることのできる環境を構築するため、町長部局と教育委員会が一体となり、積極的に教育施策を推進してまいります。

平成27年11月

北谷町長 野国昌春

基本方針

北谷町においては、第五次総合計画にて教育分野の目標として掲げる「豊かな心と夢あふれる教育・文化・スポーツのまち」の実現に向け、次の4つの基本方針を定め、教育、学術及び文化の振興に関する施策を推進します。

1 生きる力の育成

～心の豊かさや生きる力を育み、北谷町に愛着と誇りを持てる教育の推進～

子どもたちの安全確保や居場所づくり、学習機会の提供や相談体制、基本的な生活習慣の形成や遊びを通した総合的な指導を充実させ、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育むとともに、めまぐるしく変化する社会情勢に対応していくための「生きる力」を育成し、本町の将来を担う人材の育成を目指します。

2 生きがいのある豊かな社会の推進

～住民一人ひとりが生きがいや地域の絆を感じられる環境の整備～

近年における生涯学習ニーズの高度化・多様化に応じて、生涯学習活動の支援、学習環境の整備、人材の発掘及び育成等に取り組み、住民誰もが生涯学習の機会を得ることができる社会の実現を目指します。また、目的や体力、年齢に応じてスポーツに親しむことができる生涯スポーツの充実に取り組み、日常生活の中で主体的にスポーツに親しんでもらうことにより、健康で明るく生きがいのある豊かな社会を目指します。

3 文化的保存・継承・創造

～創造性に富んだ魅力ある文化・芸術の推進～

民俗文化の継承と発展、芸術文化活動の振興を図ります。特に、住民が主体となって取り組む民俗文化の復活・再現等を支援し、その継承と発展を図ります。また、本町に数多く存在する貴重な遺跡・埋蔵文化財等の歴史的・文化的資源の調査、保存、活用に向けて取り組みを進めます。

4 グローバルな人材の育成

～急速に進む国際化に対応できる人材の育成～

国際化に対応した教育環境の充実を図るために、外国語教育環境の充実及び外国大学の誘致等を行い、町内及び周辺地域から進学目標となるような教育環境の実現に取り組みます。広い視野を持ち、異なる文化圏の人々と協調して生きる資質や能力を身に付けた人材を育成します。